

功労クロスカントリースキー指導者規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、クロスカントリースキー指導員の資格を有し、資格取得後15年以上を経過し、当該年度の1月1日現在65歳以上で加盟団体長が推薦する者を、功労クロスカントリースキー指導員(以下、「功労指導員」という。)として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることと目的とする。

(推薦)

第2条 加盟団体長は、第1条による有資格者の中から適格者を、10月31日までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なクロスカントリースキー指導者資格を保有していなければならない。資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認定)

第3条 功労指導員は、理事会において認定する。

(公認料)

2 功労指導員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、本連盟へ納入しなければならない。

(認定証)

第4条 功労を証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。

(特典)

第5条 功労指導員は、指導者研修会の出席義務が免除される。

(資格の喪失)

第6条 功労指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があったとき

(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(4) クロスカントリースキー指導員の資格を喪失したとき

(登録料の納期)

第7条 第1条に定める功労指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和3年7月7日 制定